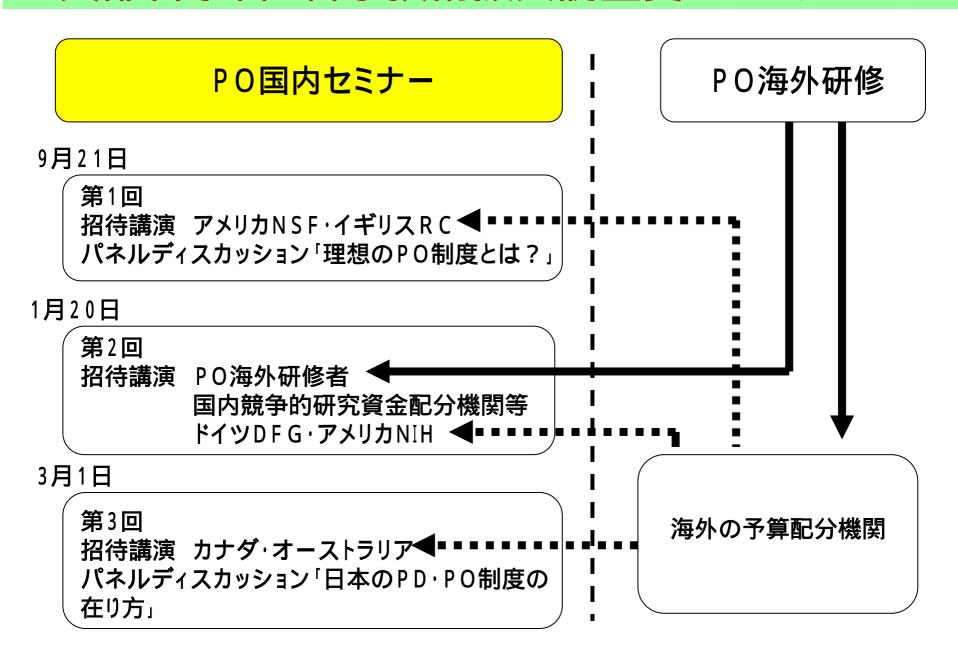
## 日本におけるPO/PDシステムの 導入と構築

(独)科学技術振興機構 理事 北澤 宏一

#### 文部科学省 科学技術振興調整費 プログラム



- 総合科学技術会議
- 科学技術基本法基本計画

2001設置

1995

1996 第一期

2001 第二期

2006 第三期

•

国立研究所独立行政法人化 国立大学法人化 2004

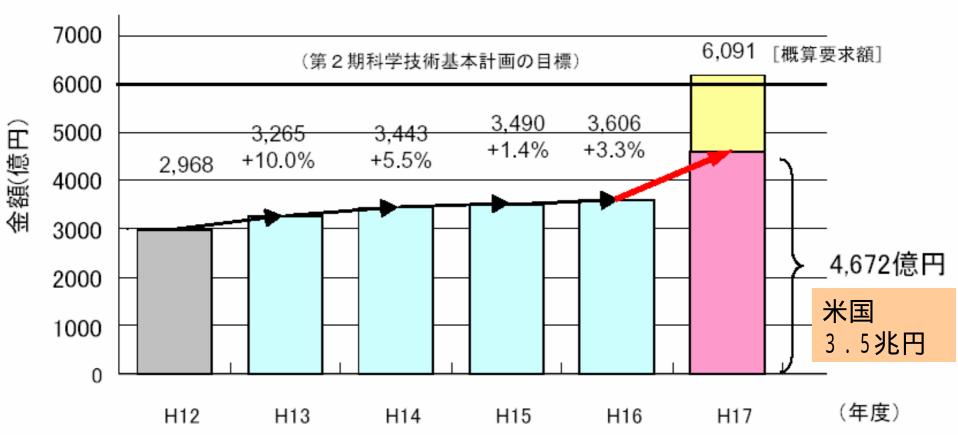
#### 第2期科学技術基本計画(H13~17) 一競争的研究資金重視とその制度改革ー

H13.3.30. 閣議決定 「競争的研究資金倍増を目指す」 重要性 3000 6000億円 競争的研究開発環境の形成

H15.4.21 総合科学技術会議 「競争的研究資金制度改革について(意見)」 競争的研究資金の制度改革 効果を最大限に発揮

#### 平成17年度要求における競争的研究資金拡充





平成16年12月27日 総合科学技術会議 「競争的研究資金の拡充に向けた取り組みの結果」より

#### 国立大学法人化への道

1967 大学紛争 講座制の封建性 教授自治の閉鎖性 中教審「自主的自立的運営を目指した 1971 『公的な性格を持つ新形態の法人』志向 1987 大学審議会設置 大学改革論議の場 1997 橋本内閣行革会議で独法化案浮上 公務員定数削減(小渕内閣時代25%へ)

- ・町村文相:国立大独法化に反対表明 「中長期的課題である」
- ・行革会議最終報告:独法化を実質断念

国立大学 に 対 する外 部 からの 批

教育に十分な力が注がれていない 社会に対して閉鎖的 旧態然として変化できない 決断ができない・遅い 経営理念の不在 社会性の欠如(以下:小野田武氏資料より) 教員の価値観の専門分野内閉塞 専門学術分野以外への無関心 職員の官僚的態度 大学はこの 税金使用意識の欠落 批判に応えら 行政への極端な依存 れなかった 国益に合致しない 国研 研究の国際レベルからの乖離

## 国立大学法人化への道 2

1999年4月 閣議:「中央省庁等改革の推進に 関する方針」で国立大の独法化明記 大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環 として検討。平成15年までに結論を。 1999年10月 有馬文相:全国国立大学長会議で 独立行政法人化の方向提示 2000.4 森内閣 「行政改革から大学改革へ」 2000年5月 自民党・高等教育研究グループ提言 「これからの国立大学のあり方について」 2000年7月 文部省調查検討会議発足

02年3月まで54回 長尾真統括座長

1 2

## 国立大学法人化への道 3

2001年5月 小泉首相国会答弁 「国立大民営化も視野」 国際競争力 6月「大学の構造改革の方針」 のある大学 (通称「遠山プラン」) 再編・統合、民間的経営手法、 第3者評価による競争原理導入 2001年9月 調査検討会議報告 名称を「国立大学法人」とする 2002年3月 調査検討会議最終報告 国大協も 2003年7月 国立大学法人法成立 2004年4月「国立大学法人」への移行実施

## 国立大学法人の特色 ・・・・大学のマネジメント改革

大学ごと独立した法人、国の規制・関与を大幅に 緩和

中期目標等により大学としてのビジョンを明確化、 非公務員型、財務・会計上の制約の撤廃など大学 の裁量の大幅な拡大、

学外者の経営参画や役員会の設置など<u>責任ある経</u> 営体制の確立、学長のリーダーシップの強化

評価と情報発信による特色ある教育研究の一層の 展開、という「改革サイクル」を確立するためのマ ネジメント改革。

+ 競争的研究資金 + 競争的研究環境

#### 競争的研究資金制度改革のための具体策

- 1.競争的な研究開発環境を実現するための制度的枠組みの構築
- 2. 若手研究者の活性化に向けた制度整備
- 3.PO、PD)による一元的管理 ·評価体制の整備
- 4.競争的研究資金の効率的・弾力的運用のための体制整備
- 5.独立した配分機関(Funding Agency)体制の構築
- 6.関連する改革 大学改革 -

平成15年4月21日 総合科学技術会議 「競争的研究資金制度改革について(意見)」より

### プログラムオフィサー(PO) の基本的役割

- ・プログラムの方針(案)の作成
- ・評価者の選任
- ・採択課題候補(案)の作成
- ・評価内容や不採択理由の開示
- ・研究計画の改善点の指摘
- ・進捗状況や予算執行の状況を把握
- ・研究計画の変更の提言
- ・プログラム全体の運営見直し等の提案

平成15年4月21日 総合科学技術会議 「競争的研究資金制度改革について(意見)」より

#### プログラムディレクター(PD) の基本的役割

- ・競争的研究資金制度におけるマネジメントシステムの向上
- ・プログラム方針決定。
  - 新規プログラムや新規領域設定を決定
- · 各制度内の領域間·分野間·プログラム間等の 資金の配分額や配分方式を決定
- ・プログラムオフィサー間の調整
- ・採択課題の決定
- ・プログラムオフィサーの評価

平成15年4月21日 総合科学技術会議 「競争的研究資金制度改革について(意見)」より

#### PO、PDによる一元的管理・評価体制の整備

我が国の競争的研究資金制度は、それぞれ外部専門家を中心とした評価システムを有し、研究課題の採択・評価を実施している。一方、米国をはじめとする諸外国の配分機関は、外部専門家に加えて、研究経歴のある多人数のPOやPDを擁し、プログラムの計画から、最後の評価の段階まで一貫してマネジメントする体制が徹底している。

我が国の競争的研究資金制度についても、「科学技術基本計画」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究経歴のある責任者を各配分機関に専任で配置し、競争的研究資金制度の一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制が整備されるよう努めるとされている。



競争的研究資金の配分にあたり、各配分機関がそれぞれ専門性と特徴をもって 戦略的・機動的に業務を遂行する。

# 平成15年4月21日 総合科学技術会議 「競争的研究資金制度改革について(意見)」より

#### わが国のPO、PD制度

海外の例も学びつつ、スタートした

好適なシステムへ脱皮中

各ファンディング・エージェンシー特有の制度へ